

# 被差押債権の時効中断に関する一考察

—第三債務者の債務の承認を中心として—

三重野 敬三  
〔研究科第38期〕  
〔研 究 員〕

# 要 約

## 1 研究の目的

徴収職員が債権を差し押さえた場合、徴収職員に被差押債権の取立権が付与されるが、一方で徴収職員は取立ての責任を負い、漫然と放置していたがために時効により取立てができなくなった場合には、国家賠償責任を負うことになる。このため、被差押債権の時効管理は適切に行われる必要がある。

ところで、時効中断の方法には、債権者が債務者に対して差押え等によりその債権を行使する方法と債務者からその債権について債務の承認を得る方法との2種類がある。国が滞納者の債権を差し押さえた場合、それだけでは被差押債権の時効は中断しない。また、第三債務者が滞納者に対して債務を承認したとしても、第三債務者と滞納者との間においては被差押債権の時効は中断するが、その効力は国には及ばない。

このため、徴収の実務では時効完成のおそれがある時には、時効中断のために取立訴訟を提起することとしている。しかし、訴の提起は事前の準備や資料収集に多くの事務量を要することから、被差押債権が増えつつある現状においては、取立訴訟提起による時効中断の方法にも限りがあると予想される。また、被差押債権の中には1年という短期の消滅時効にかかるものもあり、この場合には早急な取立訴訟の提起が必要とされる。

そこで、第三債務者が差押債権者に対して債務を承認したときには、差押債権者と第三債務者との間において被差押債権の時効が中断すると解することができないか、について解釈論的考察を試みることにした。

## 2 研究の概要

### (1) 研究の方法と要点

直接争われた裁判例がなく、このことについて言及した論文等も見当たらないため、研究の方法としては、時効中断に関する学説から被差押債権の時効が中断すると説明できるかを考察した。そして、その要点は次のと

おりである。

- ① 時効中断に関する学説には権利行使説と権利確定説とがある。そこで、それぞれの学説から、差押債権者に対する債務の承認が被差押債権の時効を中断すると説明できるか否か。
- ② ①で説明できるとした場合、差押債権者、差押債務者及び第三債務者に思わぬ利益や不利益を与えることにならないか。
- ③ 差押債権者が債務の承認を受領する権能について、どのように説明できるか。

## (2) 時効中断に関する学説を基にした考察

### イ 権利行使説からの説明

権利行使説においては、債務の承認は債権者の信頼保護のため債務者の時効援用権が信義則により制限されるものとする。この場合、債権者に対して債務の承認を表示することは、弁済されるであろうという信頼を債権者に引き起こすことになる。そして、その信頼のために債権者が権利行使による時効中断行為を控えている間に、時効を完成させ債務者に時効の援用を許すのは不当であるとする。そこで、その信頼を保護するために信義則により債務者の時効援用権は制限されるとする。そうすると、差押債権者に対する債務の承認については次のように説明される。

まず、差押債権者は時効を中断することのできる者であり、第三債務者は差押債権者に対して時効を援用できる者であることからすれば、第三債務者の差押債権者に対する債務の承認は、差押債権者に弁済についての信頼を引き起こすことになる。そして、この信頼は債務の承認を表示した第三債務者から保護されるべきであり、その結果、第三債務者の時効援用権は制限されるべきである。そこでは、差押債権者が信頼した結果、止まった行為は取立権行使を通じた被差押債権の行使であるから、被差押債権の時効は中断すると説明することができる。

### ロ 権利確定説からの説明

権利確定説においては、時効は非弁済者の債務を免れさせる制度ではなく、弁済した者の免責を確保するための制度であると考えられる。そこでは、非弁済者の債務を免れさせる機能をもつ今日の時効制度自体は不道德なものであるから、時効を広く認めるのは適当でなく、これできるだけ制限するような解釈をとるべきであるとする。

そして、このような趣旨を実現するための時効の法的構成としては、推定という構成が最も適合するものであり、債務の承認については、債務の存在を自ら認めるという債務不存在の推定を破る行動をした者は時効により保護されるべき者にはあたらないとする。そうすると、差押債権者に対する債務の承認については次のように説明される。

第三債務者の表示した債務の承認は、それ自体で時効中断事由とされている。さらに、その債務の承認が差押債権者に表示されていることから、後日、非弁済者である第三債務者が、翻って時効を援用したとしても、差押債権者は取立訴訟においてその表示を立証することができ、債務不存在の推定を破ることができる。そこでは、被差押債権の存在が確認され、被差押債権の時効は中断したと説明することができる。

### (3) 差押債権者、差押債務者及び第三債務者の利益、不利益

差押債権者に対する債務の承認により時効が中断するとすれば、差押債権者の利益はいうまでもない。差押債務者は、本来自ら時効中断行為を行える者であるから、被差押債権の時効中断を認めたとしても思わぬ利益とはならない。第三債務者にとっても、本来、債務の本旨に従って弁済すべき義務を負っているのであるから、時効の中断を認めても不利益は生じない。

### (4) 差押債権者の債務の承認の受領権能

#### イ 差押債権者の請求に対する第三債務者の応答とその受領権能

差押債権者が第三債務者に対して支払を請求した場合には、第三債務者の応答として、弁済、支払猶予の申出、さらに差押債務者に対して

主張することのできる実体法上の抗弁で差押えの効力に抵触しないもの（例えば被差押債権を受働債権、差押え前に差押債務者に対して取得した債権を自働債権とする相殺の意思表示）が考えられる。また、一部弁済及び支払猶予の申出等には債務の承認の効果も認められる。

そこで、一部弁済、支払猶予の申出、相殺の意思表示及びこれらに認められる債務の承認と差押債権者の受領権能について考えると次のようにいえる。

弁済は取立権により受領されるが、一部弁済等に認められる債務の承認は取立てのために必要不可欠な行為であるとはいえず、取立権によって受領できるとはいえない。支払猶予の申出については、差押債権者は被差押債権の支払期限を変更する権限をもたないことから、その申出を受領することはできない。相殺の意思表示は、差押債権者に相殺の意思表示の受領権能があるとするのが最高裁判決であるが、その受領は取立てではない。

そうすると、相殺の意思表示の受領権能は何か。そして、その受領権能で債務の承認を受領できるかを考える必要がある。

#### ロ 相殺の意思表示の受領権能（受領代理権）と債務の承認

##### （イ） 受領代理権（民法99条2項）

民法は、代理人が第三者に対して意思表示をする場合だけでなく、第三者がする意思表示を代理人が本人に代わって受領する場合をも代理として並べて規定している（民法99条2項）。そして、学説も一般にこれを代理の一種として理解し、消極代理と呼んでいる。

しかし、消極代理の場合には代理人はなんらの意思表示をするものでないことから、性質上は意思表示の代理とは別のものであり、本来の意味での代理ではなく、意思表示の到達の一条件の問題であるとする有力説がある。この場合には「受領代理権」と呼ばれ、本人の授権により意思表示の代理人以外の者についても発生するとされる。

そして、最高裁判決の示す差押債権者の相殺の意思表示の受領権能は、この受領代理権であると考えられている。そこでは、第三債務者の相殺の意思表示は、差押債権者の請求に対する応答であることから、差押債権者は取立権（取立権能の授権）により請求ができることの反面として、差押債務者に代わって相殺の意思表示を受領する受領代理権を取得すると説明される。

なお、相殺の意思表示の受領は取立てそのものではないことから、受領代理権は取立権に付随して取得することとなる。

#### (ロ) 受領代理権と債務の承認

準法律行為である債務の承認については、性質の許す限り法律行為に関する規定を準用すべきであるとし、民法99条2項の規定（法律行為である意思表示の受領）を債務の承認に準用すべきとするのが大審院判決である。

また相殺の意思表示と同様に、債務の承認も、一般に差押債権者の催告に誘発され、差押債権者に表示されると考えることができる。したがって、差押債権者に対する債務の承認は、差押債権者の受領代理権で受領されると考えられる。

### 3 結論

差押債権者に対する第三債務者の債務の承認に、被差押債権の時効中断の効果を認めるべきか否かについては、時効中断に関する学説である権利行使説及び権利確定説のいずれからも時効中断の効果を認めるべきと説明することができ、さらに第三債務者の債務の承認を受領する差押債権者の権能は受領代理権であると説明することができる。

したがって、第三債務者が差押債権者に対して被差押債権の債務の承認を表示したときには、被差押債権の時効が中断するとの解釈が可能である。

## 目 次

序論 問題の所在と研究方法	473
第1章 差押えと被差押債権の時効中断	477
1 差押えと被差押債権の時効中断に関する学説	477
2 差押えと被差押債権の時効中断に関する裁判例	479
3 小括	488
第2章 差押債権者が第三債務者の表示する債務の承認の相手方になる ことの可否	491
1 時効に関する学説	491
2 差押債権者に対する債務の承認による時効中断の肯定と時効中断 に関する学説	495
3 差押債権者に対する債務の承認による時効中断の否定と時効中断 に関する学説	497
4 差押債権者を債務の承認の相手方と認めた場合の利害関係者の 利益・不利益	499
5 小括	500
第3章 差押債権者の債務の承認の受領権能	501
第1節 差押債権者の請求に対する第三債務者の応答とその受領権能	501
1 取立権の発生	501
2 取立権の内容	503
3 差押債権者の請求に対する第三債務者の応答とその受領権能	504
4 まとめ	507
第2節 取立権により債務の承認を受領することの可否	507
1 最高裁平成11年9月9日判決（民集53巻7号1173頁）	508
2 取立権により債務の承認を受領することの可否	510
第3節 受領代理権により債務の承認を受領することの可否	511
1 最高裁昭和39年10月27日判決（民集18巻8号1801頁）	512

2	相殺の意思表示の受領権能と受領代理権	513
3	受領代理権と債務の承認との関係	516
4	受領代理権により債務の承認を受領することの可否	518
第4節	小括	521
結論	結論と滞納整理実務との関係	522
1	結論	522
2	滞納整理実務との関係	524



## 序論 問題の所在と研究方法

「被差押債権について適切に時効中断措置を行う」。このことは、債権が差し押さえられただけでは、被差押債権の消滅時効は中断しないと理解されている今日において、差押債権者が被差押債権を確実に取り立てるため、行うべき重要なことである。

民法が定める時効中断事由は、請求、差押・仮差押・仮処分と債務の承認である。そして、請求、差押・仮差押・仮処分は本訴を伴うか本訴に移行する場合があるので、常に訴訟を念頭に置く必要がある。訴訟の場合には、差押債権者が、取立訴訟により勝訴判決を得ることによって、被差押債権の消滅時効を中断することができる。しかし、債務の承認の場合には、その表示の相手方が被差押債権の債権者又は債権者の代理人であれば、債務の承認として時効中断の効果が発生すると理解されているが、差押債権者については、債務の承認の相手方となり得るかどうか議論されておらず、裁判所の判断もないのが現状である。

ところで、執行という世界を、民事執行法を基礎とした民事執行の分野と国税徴収法を基礎とした税務執行の分野とに分けるならば、民事執行の分野においては、差押えに関して、一人の差押債権者に対して、一人の差押債務者、一個の被差押債権というのが通常であろう。こういう場合には、差押債権者による被差押債権の時効管理はたやすい。差押債権者は、被差押債権の履行期限が経過し、第三債務者に任意支払いの意思がないと考えれば、取立訴訟を提起し勝訴判決を求めることになる。そして、その結果として、被差押債権の消滅時効を中断することができる。また、転付命令を得ることにより、自己の債権とすることもできる。そうすると、この場合には、あえて差押債権者が、第三債務者の債務の承認の相手方となり得るかどうかを議論する必要性は低いといえる。

他方、大量かつ反復的に発生する滞納を自力執行権を行使して整理する税務執行の分野においては、租税債権者である一人の税務署長は、多数の租税債務

者である滞納者を抱え、債権の差押えを大量かつ反復的に行っている。そして、近年、社会経済の変化に伴い、差押財産に占める債権の割合が増える傾向にあり、またその債権の中には、1年で時効消滅する飲食料の支払代金債権（民法174条4号）等短期消滅時効にかかるものもあることから、被差押債権の時効管理は重要なものとなってきている。

このような、大量かつ反復的に債権の差押えが行われる税務執行の分野において、被差押債権の時効を中断するために、民事執行の分野と同様に、履行期限が経過したすべての被差押債権について、訴訟上の証拠となる資料を収集する等の準備を行った上で、取立訴訟を提起し、勝訴判決を得ることによって、消滅時効を中断することには限界があると予想される。また、差押債権者が被差押債権を任意に弁済しない第三債務者に対してその履行を説得するにも限界がある。そうすると、この場合には、差押債権者が債務の承認の相手方となり得るかどうかを議論する必要性は高いものといえる。

そして、このことは、単に税務執行という限られた分野での議論の必要性ではなく、通常の場合は議論の必要性は低いとはいえ民事執行の分野にも応用が効くことから、執行全体としての議論の必要性と考えるべきである。

そこで、このような必要性に立脚した上で、さらに詳しく、差押債権者及び差押債務者が被差押債権の時効中断に対して有する実益を考えてみると次のことが言える。訴訟による時効中断の方法と債務の承認による時効中断の方法との大きな違いは簡易・迅速性である。このため、差押債権者と差押債務者には、時効中断の効果を発生させるまでの時間と労力の費消について大きな差が生じている。

まず、差押債務者は被差押債権の権利者として第三債務者に対して被差押債権の存在確認訴訟を提起でき、また第三債務者から債務の承認を受けることにより被差押債権の時効を中断することができる。しかしながら、差押債務者は、一般的には、資金繰困難であるから強制執行を受けたのであり、訴訟費用を捻出できる可能性は低いこと、さらに差押えを受けたという心情から時効中断に対して消極的であり、債務の承認を積極的に求めることはしないため、時効中

断措置をとる実行可能性は低いというのが実情である。しかし、それでも何らかの形で第三債務者から債務の承認の表示を受ければ、それにより、他に何の労力を要することなく、直ちに被差押債権の時効中断の効果を受けることができる。

他方、差押債権者は、被差押債権の権利者ではなく、差押債務者の代理人でもないことから第三債務者の債務の承認の相手方となり得るかどうかは明らかではない。したがって、差押債権者は被差押債権の時効中断のため、取立訴訟の提起を時効期間経過前に行うべく努めているところである。しかし、取立訴訟の提起のためには、資料の収集及び適用法令の検討等に多大の時間と労力を要する<sup>(1)</sup>のが通常である。さらに、証拠となる資料の収集等に時間がかかり取立訴訟の提起が遅れ敗訴した結果、被差押債権が時効消滅したときには、差押債権者は差押債務者から損害賠償を請求される場合もある<sup>(2)</sup>。

このように、被差押債権の時効中断に消極的な差押債務者には、簡易・迅速性のある債務の承認という手段が与えられ、被差押債権の時効中断に積極的な差押債権者には、時間と労力を費やすことが強制され、しかもリスクのある取立訴訟という手段しか与えられないというおかしな状態が生み出されているのである。

本来、差押債権者は第三債務者の表示する債務の承認の相手方になり得るのではないだろうか。そして、その債務の承認によって被差押債権の時効は中断

---

(1) 大阪地判平12・3・31（公刊物未登載）によると、「取立訴訟を提起するには、勝訴の見込み、証拠上認定されるであろう事実関係の把握検討等に相当の時間を要し、多額の訴え提起手数料の納付、訴訟準備及び維持のための人員等のコストも要する。」と指摘されている。

(2) 前掲大阪地判平12・3・31は、「国税徴収法67条は、国に取立権を付与したものであって、取立義務を課したものではない。取立てが遅れたために差押債務者の資力が悪化して回収が図れなかったり、被差押債権が時効消滅したりするなど、差押債権者が、差押えによって被差押債権に対する債務者の処分を制限しながら、その価値を事実上又は法律上減少させる結果を招来させた場合には、民事執行法158条の類推適用により差押債権者である被告国が損害賠償責任を負うことがあり得るのみである。」と指摘している。

されるのではないだろうか。

そこで、本稿は現在の不明確な状態を改善するための一助となることを目指して、そのような解釈ができるか試みるものである。

なお、国税徴収法における被差押債権の取立権（同法67条）と民事執行法における被差押債権の取立権（同法155条）とはその内容において差異はないと考えられる<sup>(3)</sup>ことから、比較的資料の豊富な民事執行法を中心として検討を進めることとする。

まず、第1章においては考察の前提として、債権者が債務者の有する債権を差し押さえたとしても、被差押債権の時効は中断しないことを裁判例等の検討により確認する。

第2章においては、差押債権者に対する債務の承認が、時効中断事由としての債務の承認であり、差押債権者は第三債務者の債務の承認の相手方になると説明できるか否かについて考察する。考察に当たっては、直接争われた裁判例やこのことに言及した論文が見当たらないため、主に時効中断に関する学説である権利行使説及び権利確定説から説明できるか否かを検討することになる。第3章においては、差押債権者が第三債務者の債務の承認の相手方になるとした場合、差押債権者の債務の承認の受領権能は何か、そして被差押債権にどのように効果を及ぼす結果として、被差押債権の時効が中断するのかについて考察する。

結論においては、結論と滞納整理実務との関係について述べる。

---

(3) 本稿第3章第1節1及び2を参照。

## 第1章 差押えと被差押債権の時効中断

民法が定める時効中断事由は、権利行使行為である請求、差押・仮差押・仮処分と債務の承認である。本稿の目的は、差押債権者が第三債務者から債務の承認を受けることにより、被差押債権の時効が中断することの可能性を探ることである。しかし、このことを論じる前に、権利行使行為による時効中断の方法等として多用される差押えにより被差押債権の時効が中断するか否かについて、確認しておく必要がある。

なお、今までの裁判例を積極・消極ごとに年代別にまとめると本章末に掲げた別表のとおりとなる。

### 1 差押えと被差押債権の時効中断に関する学説

#### (1) 消滅時効は中断するとする学説

差押えによって被差押債権の消滅時効が中断することを認める学説がある。次のとおりである。

我妻博士は、「差押は、確定判決その他の債務名義（執行名義）に基づいてなす強制執行行為であって、最も強力な権利の実行行為である。……問題は、これらの行為は権利者自身でなければならないかどうかである。例えば、債権者が債務者の第三債務者に対する債権を差し押えることは、被差押債権の消滅時効を中断しないか。判例<sup>(4)</sup>は否定する。かような場合にも債務者（被差押債権の債権者）は独立に確認訴訟を提起して中断することはできる。しかし、そうまでしなくとも、本条<sup>(5)</sup>を拡張してさしつかえないと考える。<sup>(6)</sup>」とされる。また、川井教授は、「差押により債務者の第三債務者への権利行使が妨げられる状態にあ

---

(4) 大判大10・1・26民録27輯108頁。

(5) 民法147条2号。

(6) 我妻栄『新訂民法総則』468頁（岩波書店、1965）。

るときには、本条<sup>(7)</sup>を類推して時効中断の効力を認めることが正当である<sup>(8)</sup>」とされる。

以下、この章においてこの2つの見解を拡張・類推説と呼ぶこととする。

## (2) 消滅時効は中断しないとする学説

差押えによっては被差押債権の消滅時効は中断しないとする学説がある。そして、この消滅時効は中断しないとするのが通説とされている<sup>(9)</sup>。時効中断に関する考え方には、権利行使説と権利確定説とがある。差押えが時効中断事由とされている根拠について、権利行使説<sup>(10)</sup>の立場からは、差押えは権利の現実的実行行為であるから、その債権の時効が中断すると説明される。したがって、債権者が債務者の有する債権を差し押さえても、現実的に実行された債権は執行債権だけであるから、それだけでは被差押債権の消滅時効は中断しないことになる。

なお、債権者が債務者に代位（民法423条）して、債務者の第三債務者に対する債権につき、第三債務者の財産を差し押さえたりした場合には、民法147条2号により、時効中断の効力を生ずることとなる。

また、権利確定説の立場からは、差押えが時効中断事由とされている根拠について、差押えの手續が許されたという事実をとおして、これらの手續の基本となった権利の存在が公に確証される段階に達することにある<sup>(11)</sup>と説明される。したがって、債権の執行として債務者の債権を差し押さえた場合に、執行裁判所が債権の差押命令を発したという事実は、執行債権の存在が確証されるだけで被差押債権の存在についての公の確証たる価値を有するものでないから、被差押債権の消滅時効は中断しないとする

(7) 民法147条2号を受けた154条。

(8) 川島武宜編『注釈民法(5)』114頁〔川井健〕（有斐閣、1967）。

(9) 川井健『民法概論 I（民法総則）』403頁（有斐閣、第二版、2000）。

(10) 権利行使説及び権利確定説の内容については、川井・前掲注(9)418頁を参考とした。

(11) 川島武宜『民法総則』491頁（有斐閣、1965）。

(12)。

## 2 差押えと被差押債権の時効中断に関する裁判例

### (1) 仮差押えと被差押債権の時効中断

別表に掲げる【3】、【4】、【5】、【6】、【7】、【8】、【9】がこれに該当する。

【6】、【8】が肯定例で、あとは否定例である。

#### イ 否定例

仮差押えにより、消滅時効は中断しないとする裁判例の理由は、【7】東京高判昭51・6・29<sup>(13)</sup>に代表されると考えられる。

【7】東京高判昭51・6・29（【5】の控訴審判決）

〔事案の概要〕

債権者Xが債務者の第三債務者Yに対して有する請負工事代金債権につき債権差押命令及び取立命令を得、取立命令に基づき取立訴訟を提起し請負工事代金を訴求した。しかし、訴提起当時既に請負工事代金債権につき時効期間が経過しており、Yが時効を援用したので、Xは、時効期間経過前に訴外Aが本件請負工事代金債権の一部につき債権仮差押命令を得てこれを執行したことにより時効が中断したと主張した。

〔判旨〕

判決は、債権に対する仮差押えは被保全権利たる債権につき時効中断事由となるにとどまり、仮差押えの対象とされた債権についての消滅時効を中断するものではないとした。そして、その理由を次のように述べた。

①債権に対する仮差押えは、第三債務者に対し支払いを差し止め、仮差押債務者の取立て・譲渡等を禁止して、これらの者が右禁止に違反する行為をしても仮差押債権者に対抗することを得ないものと

(12) 川島・前掲注(11)、492頁

(13) 東京高判昭51・6・29下民27巻5～8号420頁、判時831号44頁、判タ342号158頁。

することにより、仮差押債権者の有する債権の執行を保全するものにほかならず、被仮差押債権自体の権利行使ではなく、右債権については、消滅時効の原因である権利不行使状態の継続を何ら遮断するものではないし、また、もとより仮差押えによって被仮差押債権についての公的な承認が与えられたことにもならない、②このように解しても、仮差押債務者は、被仮差押債権について第三債務者に対し給付訴訟を提起・追行する権限を失うものではないから、右債権につき時効中断の必要があるときは、第三債務者に対して債務の承認を求め、それが得られなければ、自ら裁判上の請求その他時効を中断するための適切な権利行使手段をとることができるのであり、③仮差押債務者が被仮差押債権を除いては資力を有しないため右債権を確保する特別の必要がある場合には、仮差押債権者においても右債権につき仮差押債務者に代位して第三債務者に対し訴を提起する等の措置を講ずることができるというものである。

他方、肯定例については次のとおりである。

ロ 肯定例

【6】東京高判昭51・3・13<sup>(14)</sup>

〔事案の概要〕

債権者Xは訴外Aとの間の和解調書の執行力ある正本に基づき、訴外Aを債務者、Yを第三債務者として訴外AのYに対する給料等債権について、債権差押及び取立命令を得た。Yの時効援用に対して、XはAに対する執行債権保全のため、Aを債務者としYを第三債務者として債権仮差押えを行ったことを主張した。

〔判旨〕

判決は「消滅時効制度の趣旨は、自己の権利の行使を怠り、権利の上

---

(14) 判時816号55頁、判タ333号183頁。若林安雄「判批」判タ336号124頁（1976）。東松文雄「判批」民研262号76頁（1979）。



に眠っている権利者を法の保護に値いしないとするところであって、かかる権利者は権利消滅の不利益を受けるのもやむをえないとするものであるから、権利者がその権利を行使しうる状態にありながら権利行使をしないところに重要な意義があると解すべきである。」と述べ、仮差押債務者については第三債務者に対して有する債権を行使するに由ない状態に拘束されるとし、仮差押債権者については、仮差押債務者が有する債権を目的財産として自己の権利の保全を図りつつある仮差押債権者のような第三者に、期待に反する不利益を及ぼすことは取引における第三者保護の建前から避けるべきとする。そして、仮差押えが時効中断の効力を生ずるには、それが時効が問題になる当該権利の権利者によってなされたものでなければならないとし、時効は完成したとする原判決に対して「なお、原判決は、仮差押債権者において本件債権について時効中断の必要がある場合には仮差押債務者に代位して第三債務者に対し訴訟の提起その他の請求方法をとらうのであるから、時効中断のための方法に欠けることなく、不合理な結果を招くことはない」と判示しているが、金銭債権につき債権者代位権を行使するには債務者の無資力等特別の要件充足の問題があり、特に本件債権のごとき給料等債権が仮差押えられる事実関係のもとでは、必ずしも常に右特別の要件が充足されて原判決の右判示代位請求が可能であるとはいえず、同判決の理由づけは十分のものとはいえない。」とした。そして、以上の点を考慮して時効中断を認めた。

#### [考察]

一般に仮差押債権者が、被仮差押債権についてとりうる時効中断の手段は、債権者代位権による訴の提起と理解されているところ、この事件は、仮差押債権者は、仮差押えの当時、債権者代位権を行使できない状態にあったという特殊事情を含んでいると考えられる。つまり、被仮差押債権が給料等債権であったため、仮差押債務者には差押禁止相当分の収入があり、債権者代位権の無資力要件を充たすことは困難

であったようである。このため、本判決は、民事保全法50条（民事執行法152条（旧民事訴訟法618条に相当）の規定を準用）の適用のある給料債権等を被仮差押債権とする事案にのみ射程を絞ったものと考えられる<sup>(15)</sup>。

【8】 横浜地裁川崎支判昭54・3・15<sup>(16)</sup>

〔事案の概要〕

債権者Xは完結した不動産任意競売手続により生じた剰余金につき、Y（国）に対して交付請求をした。Yは保管金規則一条により競売完結日の翌日から5年以上経過したことを理由に除斥期間または時効の完成を主張した。Xは右規則が時効についての規定であるとの前提に立った上で、右請求権につき訴外Aより債権仮差押えがなされていたので時効は中断したと主張した。

〔判旨〕

判決は、本件剰余金の交付請求権は消滅時効にかかるとし、「〔民法147条は〕仮差押によって時効が中断される債権が請求債権か或は債権仮差押における被仮差押債権かについて何ら限定していないこと、時効制度は客観的に権利不行使の事実状態が継続した場合にこれをそのまま法律関係とするのが社会の法律関係の安定となることを考慮したものであるので、債権仮差押決定を第三債務者に送達することによって債権仮差押の被仮差押債権が客観的には行使されたと同視される事実状態が現出され、右の権利不行使の事実状態が破られた、即ち被仮

(15) 「本判決第四段『なお、原判決は』以下は一見傍論のようにみえないではないが、第五段の『以上の点』の文脈と供託金取戻請求権を仮差押えした東京高判昭44・12・25東高時報20・12民283に言及していない点とから見れば、本判決は、民訴法618条の適用のある給料債権等を被仮差押債権とする事案にのみ射程を絞る趣旨であろうと思われる。」（東京高判昭51・3・13の無記名コメント・判時816号55頁）。

(16) 判時946号96頁、判タ392号120頁。

差押債権についても時効中断を生ずると解してもよい実質上の根拠があること、また主観的に言っても、債権仮差押により被仮差押債権者は、その債権を行使できない拘束を受けることになるので、権利の上に眠っているものとの評価を与え得ないことになる点を考慮して、債権仮差押により、たんに仮差押の請求債権についてだけでなく、被仮差押債権についても時効中断の効果を生じると解するのが相当である。」と判示している（〔〕内は筆者挿入）。

〔考察〕

本判決については、控訴審（東京高判昭55・3・26）において、保管金規則1条の期間制限は消滅時効ではなく除斥期間であり、既にその期間が経過していることを理由として取り消されており、それは上告審<sup>(17)</sup>（最判昭56・10・13）でも維持されている。さらに、「実務上債権の差押・仮差押命令の発布に際し被差押債権の存否について判断しないで、申立人主張のとおりこれを記載しており、その実務上の取扱いは債権差押え・仮差押え制度の趣旨に合する正当なものと思われる。したがって、差押・仮差押命令の第三債務者への送達の実実を、命令記載の被差押債権につき、継続した不行使の事実状態に対する新たな反証的事実として位置づけるにはその反証性があまりにも弱い。せいぜいのところ『催告』程度の機能をもたせることができるにすぎないであろう。<sup>(18)</sup>」との批判もある。私見としては批判に賛成する。

ハ まとめ

以上のことから、一般的には仮差押えによって、その被仮差押債権の時効は中断しないと考える。しかし、ごく例外的な場合として、現在取立訴訟を提起している原告が、仮差押えの当時、仮差押債権者であり、被仮差押債権が給料等債権のため仮差押債務者の無資力の要件充

---

(17) 最判昭56・10・13民集35巻7号1206頁。

(18) 東孝行「判批」判タ439号274頁（1981）。

足が困難な場合には、債権者代位権による時効中断のための訴の提起ができないことから、民法147条を拡張・類推して時効中断を認める余地はあると思われる。

## (2) 差押えと被差押債権の時効中断

別表に掲げる【1】、【2】、【10】、【11】、【12】がこれに該当する。【2】が肯定例で、あとは否定例である。

差押えの効力は、仮差押えの効力と同じで差押債務者に対し被差押債権について取立てその他の処分を禁じ、第三債務者に対し被差押債権について差押債務者への弁済を禁ずるものである（民事執行法145条1項、国税徴収法62条2項）。

そして、差押債権者は、差押債務者に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる（民事執行法155条1項）こととされ、国税徴収法においては差押えと同時に取立権を取得するとされている（国税徴収法67条1項）。

この取立権の行使に当たっては、債権者代位権の行使のような無資力要件は必要ないことから、差押債権者は常に取立訴訟を提起の上、勝訴判決を受けることにより、被差押債権の時効を中断することができる。

そうすると、差押債権者は仮差押債権者とは違い、被差押債権が給料等債権の場合であっても、常に時効中断の措置を講ずることができるのであり、仮差押債権者のように特殊事情を考慮する必要がないことから、拡張・類推説が適用される余地はないと考える。裁判例をみても、差押えにより被差押債権の消滅時効は中断しないとするものが多数である。

【1】大判大10・1・26は「国税徴収法ニ基ク債権差押ハ〔滞納者〕ニ対シテ上告人〔国〕ノ有セル国税及督促手数料債権ノ行使ニシテ被上告人〔第三債務者〕ニ対シテ〔滞納者〕ノ有セン係争清酒代金債権ノ行使ニアラサルカ故ニ該清酒代金債権ノ時効ニ何等影響ヲ及ホサス」との原審の説明を正当とし、被差押債権の時効は中断しないと判示した（〔〕内は筆者挿入）。

【10】東京地判昭56・9・28<sup>(19)</sup>は「民法147条2号に定める時効中断事由としての差押えとは、権利の現実的実行行為として、時効の対象とされている権利の権利者が自ら行った場合をいうものと解すべきであり、国が原告の被告に対する債権を差し押さえても被差押債権たる原告の被告に対する債権の消滅時効を中断するに由ないものといわなければならない」と判示した。

【11】福岡高判昭62・12・10<sup>(20)</sup>も、前掲大判大10・1・26を参照し、「債権者が債務者の第三債務者に対する債権を差し押さえても、その差押をもって差し押さえられた債権についての時効を中断する効力は生じないと解すべきである」と判示している。

さらに、【12】最判昭63・7・15<sup>(21)</sup>は、「消滅時効の制度は自己の権利の行使を怠り権利の上に眠っている権利者を法の保護に値しないものとして、かかる権利者がその権利消滅の不利益を受けるのもやむをえないとするものであるから、権利者がその権利を行使しうる状態にありながら権利行使をしないところに重要な意義がある。ところで、本件の如き差押があった場合、差押債務者としては第三債務者に対して有する権利を行使しようとしても行使できない状態に拘束され、第三債務者の履行を受けることも許されないものである。この場合、差押債権者をして権利の上に眠っているとすることは相当でなく、消滅時効の趣旨に反するものである」との上告理由に対して、「上告人〔差押債権者〕が訴外〔差押債務者〕の被上告人〔第三債務者〕に対して有する原審説示の火災保険金請求権に対する差押命令を得たことによっては、右火災保険金請求権の消滅時効は中断されないとした原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない」と判断して、上告を棄却した（〔 〕内及び傍点筆者挿入）。

---

(19) 判時1040号70頁、池田辰夫「判批」判評289号36頁（1983）。

(20) 判時1278号88頁、訟月34巻7号1444頁。

(21) 未公開（民商100巻2号314頁で引用されている）。

他方、差押えにより被差押債権の消滅時効は中断するとする裁判例も一例見受けられる。

【2】大阪地裁岸和田支判昭39・12・17<sup>(22)</sup>

〔事案の概要〕

原告X（国）は、訴外A（滞納者）に対する租税債権を確保するため、Aの被告Y（第三債務者）に対する給料支払請求権を差し押さえた。Yは一部を支払ったのみで残部を支払わなかったため、Xは訴を提起した。これに対してYは時効を援用した。

〔判旨〕

判決は「民法147条においては（イ）請求、（ロ）差押、仮差押、仮処分、（ハ）承認の三者を挙げて時効中断の事由としているところ、これ等を中断事由としているのは権利者によって真実の権利が主張せられ又は義務者によって真実の権利が承認せられたために真実の権利関係と異なる事実状態の継続が破られたからである。従って右三者以外的事实でもこれと同一の実質を有する事実の存する場合はこれに準じて時効中断の事由と認めるべきである」と判示し、「本件において問題とされているのは右の内の差押に関してであるが・・・時効の制度は真実の権利状態と異なった事実状態が永続した場合にその事実状態をそのまま権利状態と認めこれに適応するように権利の得喪を生じさせるものであり、時効の中断はその事実状態の継続を破るところのこれと異なる真実の権利関係の主張がなされた場合に従来の事実状態を保護すべき理由がなくなったものとしてそれまでに経過した時効期間を一応御破算とするものであることと、滞納処分による債権差押の効力は滞納者に対して被差押債権の取立その他の処分をなすことを禁じ、第三債務者に対して被差押債権を滞納者に弁済することを禁ずる外、差押債権者に対して第三債務者から被差押債権を直接に取立ててこれ

---

(22) 判時401号55頁、訟月11卷1号80頁。

を滞納債権の弁済に充て得ることができるものであるから、本件債権差押に当つては被告に対して被差押債権を債務者に支払うことを禁ずると共に被差押債権についてこれを所轄税務署に支払うべき旨の通知がなされているものであること及び被告が右通知に基づいて被差押債権について昭和35年1月分より同36年10月分迄の給料の内の金364,234円を差押債権者に支払っている事実（この支払の事実については被告にも争のないところでありこの支払をもつて時効中断の事由の一たる承認と見るか否かはともかくとして）等を考え合はすときは被差押債権についても従来の事実状態の継続を破るべきこれと異なった真実の権利関係の主張がありこれによって従来の事実状態は明瞭に破壊されたものとしてその消滅時効が中断されるものと認めるのを相当とする。」としている（下線は筆者挿入）。

[考察]

下線部分は、取立権の効力であり、差押えの効力ではないことは明らかである。

ところで、旧国税徴収法では、同法23条ノ1に「①債権ノ差押ヲ為ストキハ収税官吏ハ之ヲ債務者ニ通知スヘシ ②前項ノ通知ヲ為シタルトキハ政府ハ滞納処分費及税金ヲ限度トシテ債権者ニ代位ス」と定めており、債権差押えの通知が滞納者になされれば、被差押債権の処分禁止の効力のほかに、代位の効力（取立権能の移転、現行国税徴収法の取立権に相当）も何の手續きも要せずが発生し、取立てができると理解されていた。つまり、取立権の効力は債権差押の効力の中に含まれていると考えられていた<sup>(23)</sup>。

しかし、現行国税徴収法では、債権の差押えは同法62条に、取立権は同法67条に、別々に定められており、その効力についても区別されている。

---

(23) 内田武吉「判批」シュト43号8頁（1965）。

民事執行法においても同様であり、手続上、取立権は差押命令に基因して発生する効力であると説明することもできるが、差押債権者の取立権が差押えの効力というわけではないと理解されている<sup>(24)</sup>。現行国税徴収法は、昭和34年4月20日に法律第147号として公布され、昭和35年1月1日から施行された。本判決の事案における債権差押えは、昭和35年1月20日に行われており、現行国税徴収法の適用であると考えられるが、本判決における債権差押えの効力の内容は、旧国税徴収法の差押えの効力の解釈の影響を大きく受けていると推察される<sup>(25)</sup>。

本判決は、「従来の事実状態は明瞭に破壊されたものとしてその消滅時効が中断されるものと認める」と判示している。そして、事実状態が明瞭に破壊されたと考える根拠は旧国税徴収法の差押えの効力の解釈と債権差押えの通知書の送達の実事並びに第三債務者の被差押債権の履行の事実にあると考えられる。しかし、第三債務者の履行事実を時効中断の事由の一たる承認と見るか否かはともかくとして、差押えの効力と取立権の効力とを別と考えると、差押えの効力を理由として従来の事実状態は明瞭に破壊されたということは困難であると思われる。

### 3 小括

仮差押えと被仮差押債権の時効中断との関係については、仮差押えがされたことによっては被仮差押債権が行使されたことにならず、また被仮差押債権についての公的な承認が与えられたことにもならないため、被仮差押債権の時効は中断しないと考える。もっとも、現在取立訴訟を提起している原告

---

(24) 香川保一監修『注釈民事執行法(6)』448頁〔富越和厚〕(金融財政事情研究会、1995)。山口繁「差し押えた債権の取立てと転付」竹下守夫・鈴木正裕編『民事執行法の基本構造』447頁(西神田編集室、1981)。

(25) 内田・前掲注(23)は、本件についての判例評釈であるが、債権差押えの効力については旧国税徴収法を用いて説明している。



が、仮差押えの当時、仮差押債権者であり債権者代位権による時効中断のための訴の提起ができないような場合には、民法147条を拡張・類推して時効中断を認める余地はあると思われるが、これはごく例外的な場合である。

次に、差押えと被差押債権の時効中断との関係においては、仮差押えの場合と同様に、差押えがされたことによって被差押債権が行使されたことにならず、また被差押債権についての公的な承認が与えられたことにもならないため、被差押債権の時効は中断しないと考える。さらに、差押債権者は債権者代位権のように無資力要件を問題とされることなく、取立権行使により取立訴訟を提起できるのであるから、民法147条を拡張・類推して時効中断を認める余地もない。

したがって、差押えによっては、被差押債権の時効は中断しないと考える。

## 別表 (仮) 差押えと被差押債権の消滅時効中断についての裁判例

消滅時効は中断するとする判決 (積極)		消滅時効は中断しないとする判決 (消極)	
差押え	仮差押え	差押え	仮差押え
<b>【2】</b> 大阪地裁岸和田支 判 昭39. 12. 17	<b>【6】</b> 東京高判 昭51. 3. 13  <b>【8】</b> 横浜地裁川崎支判 昭54. 3. 15	<b>【1】</b> 大判大10. 1. 26  <b>【10】</b> 東京地判 昭56. 9. 28  <b>【11】</b> 福岡高判 昭62. 12. 10  <b>【12】</b> 最判昭63. 7. 15	<b>【3】</b> 東京地判 昭40. 6. 10  <b>【4】</b> 東京高判 昭44. 12. 25  <b>【5】</b> 東京地判 昭50. 9. 9  <b>【7】</b> 東京高判 昭51. 6. 29 ※東京地判昭50. 9. 9の控訴審判決  <b>【9】</b> 東京地判 昭54. 5. 29

## 第2章 差押債権者が第三債務者の表示する債務の承認の相手方になることの可否

本稿の目的は、差押債権者が第三債務者から債務の承認を受けることにより、被差押債権の時効が中断することの可能性を探ることである。

このため、第1に、差押債権者は第三債務者の債務の承認の相手方になり得るかどうかについて考察し、第2に、差押債権者が第三債務者の債務の承認の相手方になり得るとした場合には、その受領権能はどのようなものであり、どのように被差押債権に効果を及ぼす結果として、被差押債権の時効が中断するのかについて考察する。

そこで、本章においては、時効中断に関する学説から、差押債権者に対する債務の承認は時効中断事由としての債務の承認であり、差押債権者は第三債務者の債務の承認の相手方になると説明できるか否かについて考察する<sup>(26)</sup>。

### 1 時効に関する学説

#### (1) 時効の法的効果に関する学説

時効とは、一定の事実状態が長い期間にわたって継続する場合に、それが真実の権利関係と一致するか否かを問わずに、そのまま権利関係として認めるという制度である<sup>(27)</sup>。このような制度が存在する理由について、通常次の3点が挙げられる。

- ① 長期にわたって存続している事実状態を尊重して、その事実状態を前提として構築された社会秩序や法律関係の安定を図るため
- ② 過去の事実の立証の困難を救い、真の権利者ないしは債務から開放された者を保護するため
- ③ 「権利の上に眠る者は保護に値せず」ということ

---

(26) なぜなら、直接争われた裁判例がなく、このことに言及した論文もないため、時効中断に関する学説から説明できることが基本となるからである。

(27) 幾代通『民法総則』483頁（青林書院新社、第二版、1984）。

これらの存在理由と密接に関連しつつ、時効によってどのような法的効果を生ずるかという問題については、根本的に対立する考え方が2つある。まず、存在理由の①、③においては、時効の効果は時効期間の経過と援用とによって実体法上生ずると考える。つまり、時効を権利・義務の発生・消滅という実体法上の制度としてとらえるものである。このことから実体法説と呼ばれる。

次に存在理由の②においては、時効は真の権利者、無義務者を立証の困難から救済する制度であると考えられる。そこでは、時効の効果は訴訟上の法定証拠ととらえられることになる。そして、援用を訴訟への法定証拠の提出と考える。つまり、時効を訴訟上の制度としてとらえるものである。このことから訴訟法説と呼ばれる<sup>(28)</sup>。

## (2) 時効中断に関する学説

時効中断事由には、請求、差押・仮差押・仮処分、債務の承認があるが、この項においては、債務の承認を対象に時効中断に関する学説を述べる。まず、債務の承認とは、時効の利益を受けるべき者が、時効によって権利を失うべき者に対して、時効完成前にその権利が存在することを知っている旨の表示をすることである。

実体法説は、時効による権利の喪失について、権利者が長年にわたって権利の行使を怠ってきたことの結果として、権利消滅という効果が時効によって生ずると考える。このような立場からは、債務の承認が時効中断事由とされる根拠については、時効の利益を受けるべき者が権利存在の認識を表示したので、権利者がこれを信頼して何もしなかったとしても、権利者としては権利行使を怠ったとはいえないとする<sup>(29)</sup>。このことを権利行

(28) 内田貴『民法Ⅰ』305、320頁（東京大学出版会、第二版補訂版、2000）

(29) 同趣旨として、「中断事由は、かかる事実に対する相手方の信頼保護の要素も存する」近江幸治『民法講義Ⅰ』316頁（成文堂、第二版補訂版、1991）。「また、相手方はもはやその者が時効を主張したりしないと信ずるだろうから、これを保護す

使説という。

他方、訴訟法説は、時効による権利の喪失について、権利者の長年の権利不行使が権利の不存在を推定させることになることを考える。そして、債務の承認が時効中断事由とされる根拠については、債務の承認は権利が存在することを知っている旨の債務者自らの表示であるから、これにより権利不存在の推定が破られることにあるとする。この立場からは、時効中断の根拠は権利の存在が確定されることにあるので、権利確定説と呼ばれる<sup>(30)</sup>。

債務の承認が時効中断事由とされる根拠は、時効制度の本質をどのように考えるかの違いに応じて、この二つのうちのどちらかのみにより、もしくはどちらかに重点をおいて説明し、あるいは双方をならべて多元的に説明されることとなる<sup>(31)</sup>。

なお、権利行使説及び権利確定説の近時の優れた見解として、松久説及

べきだ、ともいえよう。」星野英一『民法概論 I』268頁（良書普及会、1971）。「かような表示があるときは、権利者が直ちに権利を行使しなくとも、あえて権利の行使を怠るものといえないだけでなく、権利関係の存在も明らかとなるから、これを中断事由としたのである。」我妻・前掲注(6)470頁。

(30) 内田・前掲注(28)311頁。このほか同趣旨として「承認とは、時効利益を得る者が自ら無権利者・義務者であることを認めることである。」石田穰『民法総則』582頁（悠々社、1992）。「時効によって利益を受けるもの自身が、時効期間の経過しつつある権利の存在を承認（表示）する場合には、その権利のもっとも疑のない証拠として価値—或いは、時効という法定証拠を破る価値—を有する」川島・前掲注(11)500頁。「時効によって利益を得ることになる者が相手方の権利を認めるのであれば、何も手続はいらず、それだけで時効中断の効果を認めてよい」星野・前掲注(29)268頁。「時効の利益を受けるべき者の意思を尊重するという考え方に基づくものである。」四宮和夫・能見善久『民法総則』413頁（弘文堂、第6版、2002）。

(31) 最判平9・5・27（金法1487号51頁）は、判決理由中で「時効の利益を受ける者が当該権利存在の認識を表示したことを信頼したときは、時効によって権利を失うべき者が権利行使を怠ったことにはならず、また、右表示があったときには、当該権利の存在することが明確になるというものであるから、このような立法趣旨に鑑みると、」と述べ、権利行使説と権利確定説の双方の観点から債務の承認について説明している。

び星野説を位置けることができる<sup>(32)</sup>。

### (3) 松久説

松久教授<sup>(33)</sup>は、債務の承認について「時効期間内に『承認』（と目される行為）があり、時効期間経過後に〔債権者が〕権利行使するも、債務者が時効を援用することによって債権者が権利を強制的に実現する法律上の手段を奪われることが不当であると評価される場合には、右『承認と目される行為』は中断事由としての『承認』に該たるのである。要するに、『承認』が中断事由とされるのは、債権者の信頼を保護するためであるが、その信頼が保護されるのは、債務者によって惹起された信頼のために債権者が権利主張形式による中断行為を控えている間に、時効を進行、完成させ債務者に時効の援用を許すことは不当だからである。」と説明され、「時効中断制度は信義則による援用権制限の法的定型とみるべきである。」とされる（〔 〕内は筆者挿入）。

### (4) 星野説

星野教授<sup>(34)</sup>は、時効はその沿革論<sup>(35)</sup>からして、そもそも非権利者に権利を与え、非弁済者の債務を免れさせる制度ではなく、真の権利者を保護し弁済した者の免責を確保するための制度であるとされる。したがって、

(32) 学説の分類は松久三四彦「時効制度」星野英一（編）『民法講座（1）』543頁（有斐閣、1984）を参考とした。ここでは、権利消滅説と推定説とに分類されているが、「権利消滅説・推定説はこの実体法説・訴訟法説にほぼ対応することになる」（同542頁）、「時効制度の存在理由との関係では、権利確定説は推定説と、権利行使説は権利消滅説と結びつく」（同583頁）とされており、星野説は推定説とされていることから、星野説を権利確定説とした。

(33) 松久三四彦「消滅時効制度の根拠と中断の範囲（二）・完」北法31巻2号413頁（1980）。

(34) 星野英一「時効に関する覚書」『民法論集(4)』303頁（有斐閣、1978）。

(35) 「文書の保管、そもそも文書の作成が困難であったローマの古い時代において、あるいは取引安全のための制度として、あるいは所有権や債務の弁済の証明方法を容易にするための制度として成立したものが、やがて文書の保管方法も進歩し、権利や弁済の証明も容易になった後も存続を続けたため、無権利者が権利を得、義務者が義務を免れるという結果が増加した。星野・前掲注(34)203頁。

非権利者に権利を与え、非弁済者の債務を免れさせる機能をもつ今日の時効制度自体は不道徳なものであり<sup>(36)</sup>、時効を広く認めるのは適当でなく、これをできるだけ制限するような解釈をとるべきであるとされる。このような趣旨を実現するための時効の法的構成としては、旧民法<sup>(37)</sup>の「推定」という構成が最も適合するものであり、債務の承認については、時効によって利益を受ける者が権利者の権利の存在を認めるような行為のことであるとされ、債務の存在を自ら認めるといふ推定を破る行動をした者は時効により保護されるべき者にはあたらないとする。また、債務者のある行為が時効中断事由としての承認にあたるか否かについても、できるだけこれにあたると判断すべきであるとされる。

## 2 差押債権者に対する債務の承認による時効中断の肯定と時効中断に関する学説

差押債権者に対する債務の承認が被差押債権の時効を中断するとした場合、このことについて時効中断に関する学説から無理なく説明ができるであろうか。

### (1) 松久説からの説明

松久説は、債務の承認が時効中断事由と認められる根拠について、それは債権者の信頼を保護するためであるが、その信頼が保護されるのは、債務者によって惹起された信頼のために債権者が権利主張形式による中断行為を控えている間に、時効を進行、完成させ債務者に時効の援用を許すことは不当であるからという。

この松久説を前提として考えると、差押債権者に対する債務の承認は次

---

(36) 「判例によって現実に動いているわが時効法は、権利者・弁済者等を保護する機能と、非権利者・非弁済者を保護する機能との双方を営んでいることも明らかになった。特に、消滅時効は、非弁済者を保護することが圧倒的に多」い。星野・前掲注(34)299頁。

(37) 旧民法の時効は「法律上ノ推定」(証拠編89条)と規定されていた。

のように説明されることになる。

まず、松久説のように説明されるためには債務者が権利存在の認識を表示すると債権者に信頼が生まれるような関係が債権者と債務者との間に存在することが必要である。そこで、差押債権者と第三債務者との関係について考えると、第三債務者は被差押債権の時効が完成すれば、差押債権者に対して時効を援用することができる者である。そのような者が被差押債権の時効を中断することのできる差押債権者に対して、被差押債権が存在する旨の認識を表示した場合には、差押債権者が、もはや時効の援用はしないであろう（弁済するであろう）という信頼を抱くことはごく自然なことである。つまり、第三債務者が権利存在の認識を表示すると差押債権者に信頼が生まれるような差押債権者と第三債務者との関係が存在する。

そうすると、第三債務者が差押債権者に対して債務の承認を行った場合には、差押債権者に信頼が生まれ、それは信頼を引き起こした第三債務者から保護されるべきであるから、差押債権者がその権利存在の認識の表示を信頼して何もしなかったとしても、差押債権者としては権利行使を怠ったとは言えず、時効期間が経過しても信義則により第三債務者の援用権は制限されると説明できる。すなわち、債務の承認として認めることができる。

そして、差押債権者がその認識を信頼したために行使を止めた権利は、被差押債権の取立権<sup>(38)</sup>であり、差押債権者は被差押債権の取立権の行使としての訴えの提起等により被差押債権の時効を中断することができるのであるから、被差押債権の時効は中断するといえる。

## (2) 星野説からの説明

星野説は、時効制度は真の権利者を保護し、弁済した者の免責を確保するための制度であると考える。そこで、非権利者に権利を与え、非弁済者

---

(38) 最判平11・9・9（民集53巻7号1174頁）は、「取立権の内容として、差押債権者は、自己の名で被差押債権の取立に必要な範囲で債務者の一身専属的権利に属するものを除く一切の権利を行使することができる」と判示している。



に債務を免れさせることをできるだけ排除するために権利者の長年の権利不行使は権利の不存在を推定させるとする。そのため債務の存在を自ら認めるという推定を破るような行動をとる債務者は時効により保護されないという。

この星野説を前提として考えると、差押債権者に対する債務の承認は次のように説明されることになる。非弁済者である第三債務者が時効完成前に差押債権者に対して債務の承認を行えば、推定を破る行動であるから時効中断事由としての債務の承認である。さらに、時効完成後翻って時効を援用したとしても、差押債権者に債務の承認が表示されていることから、差押債権者は自らに表示された債務の承認を取立訴訟において立証することができ、被差押債権の不存在の推定を破ることができる。そして、これによって、被差押債権は存在することとなり、時効は中断したこととなる。したがって、非弁済者である第三債務者は時効の保護を受けることはできなくなる。

以上のとおり、差押債権者に対する債務の承認が被差押債権の時効を中断することについて松久説及び星野説から無理なく説明することができる。

### 3 差押債権者に対する債務の承認による時効中断の否定と時効中断に関する学説

差押債権者に対する債務の承認が被差押債権の時効を中断しないとした場合、このことについて時効中断に関する学説から無理なく説明できるであろうか。差押債務者と第三債務者との関係並びに差押債権者と第三債務者との関係を比較した結果生ずる疑問、差押債権者に対する債務の承認が被差押債権の時効を中断しないとする結果生ずる疑問の2つの疑問があり、無理なく説明することは困難であると考えられる。

第1に、なぜ差押債務者の第三債務者に対する信頼は保護され、差押債権者の第三債務者に対する信頼は保護されないのだろうか。また、第三債務者の被差押債権の不存在の推定を破る行為について、差押債務者がこのことを

主張・立証した場合には被差押債権の存在が確認され時効は中断するが、なぜ差押債権者が主張・立証した場合には被差押債権の存在は確認されず、時効は中断しないのだろうか。

松久説においては、第三債務者が差押債務者に債務の承認を表示した場合、差押債務者は第三債務者に対して、もはや時効の援用はしないであろう（弁済するであろう）という信頼を抱くことになる。同様に、第三債務者が差押債権者に債務の承認を表示した場合にも、差押債権者は第三債務者に対して、もはや時効の援用はしないであろう（弁済するであろう）という信頼を抱くことが考えられる。しかし、差押債権者に対する債務の承認が被差押債権の時効を中断しないとすると、同じ信頼であるに関わらず、差押債務者の信頼は保護され、差押債権者の信頼は保護されないことになる。

星野説においては、第三債務者が差押債務者に債務の承認を表示した場合には、それ自身が被差押債権の不存在の推定を破るものである。さらに、時効期間経過後、差押債務者の提起する被差押債権の存在確認訴訟において第三債務者が時効を援用したとしても、差押債務者は時効期間経過前の第三債務者の被差押債権の不存在の推定を破る行為を立証することができる。つまり、推定としたことにより、債権者に推定を覆す余地を与えた趣旨が活かされ、その結果、第三債務者の表示は債務の承認と認められ、非弁済者である第三債務者は時効の保護を受けることができなくなる。同様に、第三債務者が差押債権者に債務の承認を表示した場合にも、時効期間経過後、差押債権者の提起した取立訴訟において第三債務者が時効を援用したとしても、差押債権者が第三債務者の推定を破る行為を立証することにより、推定とした趣旨が活かされ、非弁済者である第三債務者は時効の保護を受けることができなくなるはずである。しかし、差押債権者に対する債務の承認について時効の中断を認めることができないとすれば、両方とも、訴訟において第三債務者の権利の存在を認めるような行為を立証できるに関わらず、差押債務者に対する債務の承認は、被差押債権の時効を中断し、差押債権者に対する債務の承認は被差押債権の時効を中断しないことになる。

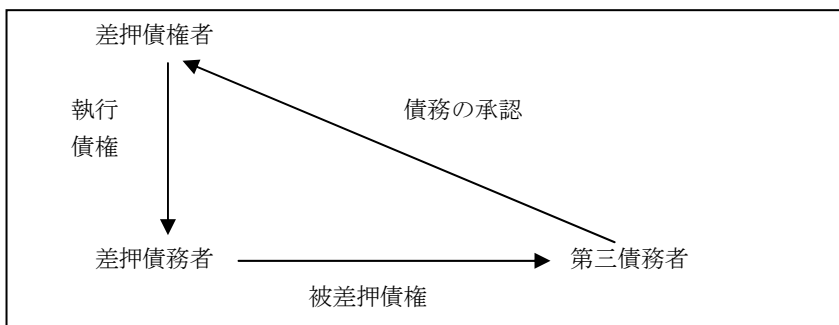
なぜ、このような差異が生ずるのだろうか。時効中断に関する学説からは説明することはできない。

第2に、差押債権者に対する債務の承認が被差押債権の時効を中断しないとする結果生ずる差押債権者と第三債務者との関係は、正常な関係と捉えることができるであろうか。

差押債権者に対する債務の承認が被差押債権の時効を中断しないとする結果、差押債権者としては、第三債務者がいくら弁済する旨の意思表示をしたとしても、時効中断のために取立訴訟を提起（権利行使）せざるを得ない<sup>(39)</sup>ことになる。このことは、無用な訴えの提起を招くこととなり訴訟経済に反するものである。特に、滞納処分によって差し押さえた債権についての転付の制度を持たない租税債権者の場合はそうといえる。そして、この差押債権者と第三債務者との調和のとれていない関係を正常といえる理由は、時効中断に関する学説からは説明することはできない。

以上2つの疑問の原因はすべて第三債務者の差押債権者に対する債務の承認を時効中断事由であると認めないことにある。そうであれば、第三債務者の差押債権者に対する債務の承認の表示は、時効中断事由としての債務の承認として認められるべきではないだろうか。

#### 4 差押債権者を債務の承認の相手方と認めた場合の利害関係者の利益・不利益



(39) 差押債権者には民事執行法158条により、取立ての責任が課されている。

第三債務者の差押債権者に対する債務の承認は、時効中断事由としての債務の承認として認められるべきではないだろうか。しかし、そのためには、差押債権者だけでなく差押債務者及び第三債務者に思わぬ利益や不利益を与えないことが必要である。そこで、このことについて考察する。

まず、差押債権者にとってみれば、債務の承認の相手方と認められることによって、被差押債権の時効を中断することができるのであれば、あえて、時効中断のために取立訴訟を提起する必要がなくなり、そのための労力が省けるといえるものである。

差押債務者にとっては、第三債務者の差押債権者に対する債務の承認が、差押債権者と第三債務者との関係において被差押債権の時効を中断するとしても、利益に反するものではないし、また不利益となるものでもない。なぜなら、本来、差押債務者は被差押債権の存在確認訴訟の提起等により被差押債権の時効を自ら中断できる者だからである。さらに、被差押債権の時効が中断される結果、差押債権者が確実に取立てを行うことができれば、その分自己の債務が減少することとなり、自らの利益となる。

最後に、第三債務者の立場として考えるならば、第三債務者は本来、債務の本旨に従って弁済すべき義務を負っているのであるから、差押債権者に対する債務の承認が被差押債権の時効を中断することとなっても格別の不利益が生ずるわけではない。

## 5 小括

以上のことから、差押債権者に対する第三債務者の債務の承認は、時効中断事由としての債務の承認であり、差押債権者は第三債務者の債務の承認の相手方になり得ると考える。

その理由は、権利行使説である松久説によっても権利確定説である星野説によっても説明できることと、そう考えても差押債権者、差押債務者及び第三債務者に思わぬ利益や不利益を与えることはないからである。

## 第3章 差押債権者の債務の承認の受領権能

前章においては、差押債権者に対する第三債務者の債務の承認は、時効中断事由としての債務の承認であり、差押債権者は第三債務者の債務の承認の相手方になり得るとの結果が導かれた。

本章においては、第三債務者の債務の承認が、被差押債権について実体法上の債権者ではない差押債権者のどのような受領権能により受領され、被差押債権にどのように効果を及ぼす結果として、被差押債権の時効が中断するのかについて考察する。

なぜなら、差押債権者に対する第三債務者の債務の承認が、時効中断に関する学説から時効中断事由としての債務の承認であると説明できたとしても、このことの解明が不可欠だからである。

### 第1節 差押債権者の請求に対する第三債務者の応答とその受領権能

差押債権者の請求に対する第三債務者の応答を、差押債権者がどのような受領権能をもって受領するかを考察することにより、差押債権者の受領権能を明らかにする。

#### 1 取立権の発生

##### (1) 民事執行法における取立権

旧民事訴訟法下においては、差押命令と取立命令という制度があった。取立命令については、差押命令により、国家が差押債務者から奪った被差押債権についての処分権のうち、差し押さえた債権の目的である給付を第三債務者から取り立てる権能を、差押債権者に授権する移付命令であると理解されていた。そして、一般に債権者が債務者の権利を行使できるのは民法上代位権（民法423条）の認められる場合に限られるのだが、この授

権によってその要件及び手続きに従わずに、取立てができることになると理解されていた<sup>(40)</sup>。

ところで、旧民事訴訟法下の実務では、一通の書面で差押命令と取立命令の申請が同時になされ、それが発付されることが多く、実務上は差押・取立命令という一つの執行類型があるかのような観を呈していた<sup>(41)</sup>。そこで、民事執行法においては取立命令の制度は廃止され、差押命令が差押債務者に対して送達された日から1週間を経過したときは、取立てができることとされた<sup>(42)</sup>。しかしながら、取立命令の制度が廃止されたからといって取立権の内容が変化したわけではない。差押えの効力に基因して取立権が発生することとなったが、その取立権は差押えにより執行機関が差押債務者から奪った被差押債権の処分権のうち第三債務者からの取立権能の行使を差押債権者に許すものであり、旧民事訴訟法下の取立命令と同様に考えることができる。

## (2) 国税徴収法における取立権

旧国税徴収法下においては、その23条ノ1第2項において「政府ハ滞納処分費及税金ヲ限度トシテ債権者ニ代位ス」と定められていた。しかし、この「代位ス」とは、転付命令又は弁済による代位（民法500条）のように、差押債権そのものが国に移転するものではなく、滞納者の債権取立権能だけが国に移転することをいうと理解されていた<sup>(43)</sup>。また、取立権は債権差押えがあったとき、法律の規定により国が当然に取得するとも理解されていた<sup>(44)</sup>。

つまり、民事執行法の取立権と同様に、差押えの効力に基因して取立権が発生するが、その取立権は差押えにより滞納者から奪った処分権のうち、

(40) 兼子一『増補強制執行法』207頁（酒井書店、1964）。富越・前掲注(24)446頁。

(41) 山口・前掲注(24)445頁。

(42) 富越・前掲注(24)447頁。

(43) 桃井直造『国税徴収法』179頁（中央経済社、1958）。

(44) 桃井・前掲注(43)180頁。

取立権能が国に移転するものと理解されていたのである。

そして、この旧法の規定は、「この『代位』の表現では、必ずしもこのように解することができるかどうかについて疑義がないわけではなかった」<sup>(45)</sup>ことから、国税徴収法の全文改正の際に「取立をすることができる。」と改正された（現行の国税徴収法67条1項）。しかし、取立権の内容は旧法のそれと変わるものではない<sup>(46)</sup>。

## 2 取立権の内容

取立権には、被差押債権の弁済を請求する権能及び弁済を受領する権能を含むと理解されている。請求は、裁判外でも裁判によっても、督促手続、破産等の手続きにおいてもすることができる。弁済の受領には、任意弁済の受領のみならず、第三債務者に対する民事執行手続等において弁済を受けることも含まれる<sup>(47)</sup>。

さらに、差押債権者は取立てに必要な範囲内で差押債務者の権利を行使することができる。解除や取消しの結果、発生すべき債権を差し押さえた場合は、解除権、取消権を行使してこれを確定させた上で、取立てをすることになる。被差押債権に担保権があるときは、その担保権を実行することができる<sup>(48)</sup>。

しかし、取立権は被差押債権をその有する価値のままに現実化することが許される権能であるから、被差押債権の譲渡、和解、債務免除、放棄、弁済の猶予はできない<sup>(49)</sup>。なお、民事執行法における取立権も、国税徴収法における取立権も、その発生は差押債務者又は滞納者の取立権能の移転として

---

(45) 吉国二郎ほか編『平成14年改定国税徴収法精解』492頁（大蔵財務協会、2002）。

(46) 現行の国税徴収法においても「滞納者が有していた取立権が差押債権者に移転すると考えられている。」月原進「差押債権の取立手続」浅田久治郎ほか『滞納整理実務の諸問題』226頁（ぎょうせい、1991）。

(47) 富越・前掲注(24)453頁。

(48) 山口・前掲注(24)449頁。

(49) 山口・前掲注(24)449頁。富越・前掲注(24)463頁。

理解できることから、両法の取立権はその内容において差異はないと考えられる。

### 3 差押債権者の請求に対する第三債務者の応答とその受領権能

#### (1) 差押債権者の請求と第三債務者の応答

取立権を取得した差押債権者は、第三債務者に対して被差押債権の弁済を請求することができる。この場合、請求された第三債務者が行う対応にはどのようなものがあるだろうか。まず、弁済又は弁済猶予の申出がありうる。また、差押債務者に主張することができる実体法上の抗弁で差押えの効力に抵触しないものを主張することも考えられる。差押債務者に主張することができる実体法上の抗弁で、差押えの効力に抵触しないものとしては、差押え前の差押債務者に対する弁済をもってする抗弁（否認）、相殺の意思表示、消滅時効の援用、同時履行の抗弁等が考えられる。

なお、相殺の意思表示とは、差押え前に差押債務者に対して取得した債権を自働債権とし、被差押債権を受働債権とする相殺の意思表示を、差押債権者に対して表示することである。

以上のことをまとめると、下図のとおりとなる。



### 図 第三債務者の応答

- 弁済
  - 弁済猶予申出
  - 差押債務者に主張することのできる実体法上の抗弁で差押えの効力に抵触しないもの
- 〔具体例〕
- 差押え前の差押債務者に対する弁済
  - 相殺の意思表示、消滅時効の援用
  - 同時履行の抗弁等
- ※ 弁済の中の一部弁済や弁済猶予申出等には債務の承認の効果が認められる

#### (2) 第三債務者の応答と債務の承認

第三債務者の応答の中には、債務の承認の効果をもたらすものも少なくないが、その態様は様々である。上記図の弁済の内、一部弁済は、それが一部としての弁済であれば債権全部について債務の承認の効果が認められるし、弁済猶予申出にも債務の承認としての効果が認められる。また、相殺の意思表示についても受働債権の相殺残額について債務の承認の効果が認められる<sup>(50)</sup>。

#### (3) 第三債務者の応答と差押債権者の受領権能

それでは、そのような債務の承認を差押債権者は受領できるのであろうか。

弁済、弁済猶予申出、差押債務者に主張することができる実体法上の抗弁で差押えの効力に抵触しないものとの関係で、差押債権者の受領権能を

---

(50) 最判昭35・12・23民集14巻14号3166頁。

考える。

イ 弁済

差押債権者は、第三債務者からの弁済を取立権により受領することとなるが、弁済に認められる債務の承認が、取立権で受領されるかどうかは不明である。

ロ 弁済猶予申出

被差押債権の弁済期限を猶予することは被差押債権の変更であり、それは被差押債権の処分である。しかし、差押債権者には、取立権能しか与えられていないので、被差押債権を処分することはできない。そうであれば、差押債権者に弁済猶予申出の受領権能を認める必要はない。つまり、差押債権者は第三債務者の弁済猶予申出を受領することはできないと考える<sup>(51)</sup>。

ハ 差押債務者に主張できる実体法上の抗弁で差押えの効力に抵触しないもの

このことについては、以下相殺の意思表示を考えることとする。なぜなら、相殺の意思表示については、差押債権者に受領権能があることが判決により明らかにされているからである<sup>(52)</sup>。

そして、相殺の意思表示を受領することは、差押債権者にとって、取立てとはいえないことからその受領権能は取立権ではない。そうすると、相殺の意思表示を受領する権能とは取立権以外の受領権能という

(51) 国税徴収法67条4項には被差押債権の取立てについて、第三債務者が被差押債権の弁済期限後に到来する証券を振り出した場合には、第三債務者が滞納者（差押債務者）の承認を得ていれば、徴収職員（差押債権者）はその証券を受領することができる旨規定しているが、これは徴収職員（差押債権者）に弁済猶予申出の受領権能（処分権能）を認めるものではない。この規定は「この滞納者がした弁済期限の猶予は、当然には差押えに対抗できないが、徴収職員がそれを認容し、弁済委託を受けることは、妨げられない」という意味でしかない。浅田久治郎ほか『租税徴収実務講座(2)』208頁(ぎょうせい、1999)。

(52) 最判昭39・10・27民集18巻8号1801頁。

ことになる。

なお、相殺の意思表示に認められる債務の承認について、この取立権以外の受領権能で受領されうるかどうかは不明である。

#### 4 まとめ

差押債権者は、取立権を取得することにより第三債務者に対して被差押債権の履行を請求できることになる。第三債務者は、その請求に対して弁済、弁済猶予申出、差押債務者に主張できる実体法上の抗弁で差押えの効力に抵触しないものの主張という形で応答することになる。これらの応答には、弁済や相殺の意思表示のように差押債権者により受領されうるものと弁済猶予申出のように受領されえないものがある。そして、受領されうる応答について、その受領権能として認められているものは、取立権と相殺の意思表示を受領する受領権能である。

そこで、次節以降において、①取立権により債務の承認を受領できるか、②相殺の意思表示を受領する受領権能とは何か、そしてその受領権能で債務の承認を受領できるか、を考察する。

### 第2節 取立権により債務の承認を受領することの可否

取立権には、被差押債権の弁済を請求する権能及び弁済を受領する権能が含まれると

理解されている<sup>(53)</sup>。このため、差押債権者の第三債務者に対する履行請求に対して、一部弁済がされた場合には、一部弁済という準法律行為<sup>(54)</sup>は取立権により受領されることとなる。そうすると、一部弁済という準法律行為には債務の承認の効果も認められることから、債務の承認という準法律行為もまた

---

(53) 富越・前掲注(24) 453頁。

(54) 内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権』93頁（東京大学出版会、1996）。

取立権により受領されるのではないかと考えることができる。そこで、取立権により債務の承認が受領されるか否かを検討する。

## 1 最高裁平成11年9月9日判決（民集53巻7号1173頁）

### （1）事案の概要

Aは、Y（生命保険会社）との間で、自らを被保険者とし受取人をBとする、保険金額3,500万円の定期付終身生命保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結した。本件保険契約には、保険契約者はいつでも保険契約を解約でき、その場合は、Yは保険契約者に所定の解約返戻金を支払う旨の特約がある。なお、Aは、Yから契約者貸付を受けていた。

Xは、Aに対し債務名義を有しており、AがYに対して有する本件保険の解約返戻金請求権について債権差押命令を得、右命令正本は、A及びYに対し送達された。Xは、Yに対し、本件保険契約を解約する旨の意思表示をし、右意思表示はYに到達した。

本件は、Xが、差押債権者はその取立権（民事執行法155条）に基づき、債務者が有する解約権を行使できるとして、第三債務者であるYに対し、解約返戻金の支払いを求める取立訴訟である。Yは、生命保険契約は被保険者及び受取人の生活保障機能を有するものであり、債権者が当然に解約権を行使できるとはいえないことと、Aが受けていた契約者貸付については、終身保険普通保険約款により貸付金を差し引くことが当然許される旨主張した。

### （2）原審（第一審）判決

原審は、債権者が生命保険契約解約前の解約返戻金請求権を差し押さえて取立権を取得した場合には、契約者の有する解約権を行使でき、Yは、本件約款により、解約返戻金から契約者貸付金の元利金を控除できると判示して、解約返戻金及び配当金から貸付金の元利金を控除した限度でXの請求を認容した。

### (3) 上告理由

XとYは、上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をし、Yから飛躍上告受理申立てがされた。論旨は、生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押さえた債権者が右保険契約の解約権を行使できるかという問題については、下級審裁判例が分かれており、法令の解釈に関する重要な事項が含まれているというものである。

### (4) 判決

判決は「生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押さえた債権者は、これを取り立てるため、債務者の有する解約権を行使することができる」と解するのが相当である。」と判示し、その理由を次の二点に求めている。

一つは、取立権の内容を「金銭債権を差し押さえた債権者は、民事執行法155条1項により、その債権を取り立てることができる」とされているところ、その取立権の内容として、差押債権者は、自己の名で被差押債権の取立てに必要な範囲で債務者の一身専属的権利に属するものを除く一切の権利を行使することができるものと解される。」とした。

二つめは、次のとおりである。

「生命保険契約の解約権は、身分法上の権利と性質を異にし、その行使を保険契約者のみの意思に委ねるべき事情はないから、一身専属的権利ではない。

また、生命保険契約の解約返戻金請求権は、保険契約者が解約権を行使することを条件として効力を生ずる権利であって、解約権を行使することは差し押さえた解約返戻金請求権を現実化させるために必要不可欠な行為である。したがって、差押命令を得た債権者が解約権を行使することができないとすれば、解約返戻金請求権の差押えを認めた実質的意味が失われる結果となるから、解約権の行使は解約返戻金請求権の取立てを目的とする行為というべきである。他方、生命保険契約は債務者の生活保障手段としての機能を有しており、その解約により債務者が高度障害保険金請求権又は入院給付金請求権等を失うなどの不利益を被ることがあるとしてもそ

のゆえに民事執行法153条により差押命令が取り消され、あるいは解約権の行使が権利の濫用となる場合は格別、差押禁止財産として法定されていない生命保険契約の解約返戻金請求権につき預貯金債権等と異なる取扱いをして取立ての対象から除外すべき理由は認められないから、解約権の行使が取立ての目的の範囲を超えるということとはできない。」とする。

なお、遠藤裁判官による反対意見があり、その理由は次のとおりである。

- ① 条件付権利である解約返戻金請求権を差し押さえた債権者が、解約権を行使することにより、無条件の権利を差し押さえたのと同じ効果を認めることは相当ではない。
  - ② 付随的権利である解約返戻金請求権を差し押さえた差押債権者が、解約権を行使することにより、保険契約者又は保険金受取人が有する基本的な権利である保険金請求権を消滅させることを認めることは相当ではない。
  - ③ 債務者が生命保険契約上有する期待権を著しく侵害する場合がある。
  - ④ 債権者代位権に基づく解約権の行使を認めることにより、解約返戻金請求権を差し押さえたことの意義自体は何ら損なわれるものではない。
- (5) まとめ

取立権の内容として、差押債権者は、自己の名で被差押債権の取立てに必要な範囲で債務者の一身専属的権利に属するものを除く一切の権利を行使することができる。そして、その取立てに必要な範囲内かどうかを考えるに当たっては、取立てに必要な不可欠な行為であるかどうかを基準となる。ただし、その行為が権利の濫用等に当たる場合には、この限りではないこととなる。

## 2 取立権により債務の承認を受領することの可否

差押債務者は第三債務者からの債務の承認を受領することができる。つまり、差押債務者には、債務の承認を受領する権能がある。そして、取立権は、差押債務者の取立権能が差押債権者に移転（授権）されたものであることか

ら、取立権自体に債務の承認を受領できる権能が含まれていることが考えられる。そこで、このことについて考察する。

まず、取立権により差押債務者の権利を行使する場合には、取立ての目的の範囲内に限られる。このことからすれば、取立権能（請求する権能や直接受領する権能）の行使もまた、取立ての目的の範囲内に限られるはずである。そこで、債務の承認を受領することが、取立ての目的の範囲内かどうか、つまり取立てに必要不可欠な行為であるか否かを検討する。

債務の承認を受領することは、時効を中断することができ、取立てをより確実にすることができるので、取立てに必要不可欠であると考えられそうである。しかし、取立権の取得の後に、被差押債権の履行期限が到来する場合には、その後に、時効が進行を始めることになる。そこでは、取立てのために十分な時間が確保されることから、直ちに時効中断が必要であるとはいえない。さらに、被差押債権の履行期限から時効完成までの期間を、取立てのために時効を中断することが必要不可欠である期間と不必要な期間とに明確に区別することはできない。そうすると、債務の承認を受領することは、取立てのための必要不可欠な行為ということとはできない。つまり、取立権により債務の承認を受領することは取立ての目的の範囲内とはいえないことになる。

したがって、差押債権者は取立権により債務の承認を受領することはできないと考える。

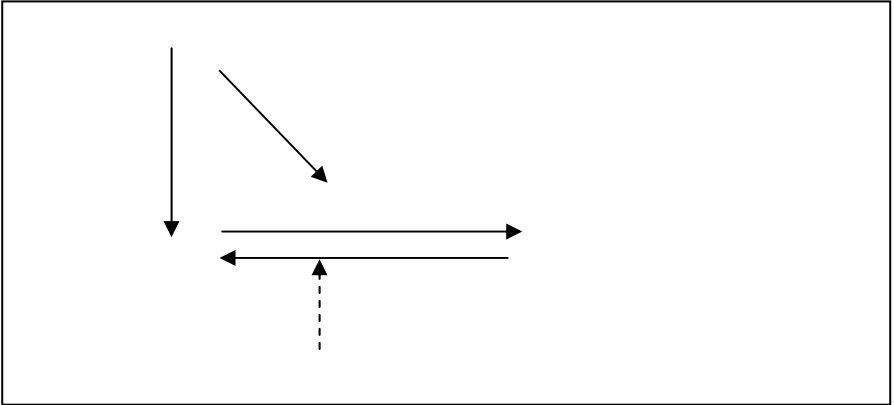
### 第3節 受領代理権により債務の承認を受領することの可否

本節においては、差押債権者が第三債務者の相殺の意思表示を受領できる権能は何か、

そして、その受領権能で債務の承認を受領できるか否かを考察する。

## 1 最高裁昭和39年10月27日判決（民集18巻8号1801頁）

### (1) 事案の概要



X株式会社は、A株式会社に対して公正証書による251,260円の貸金債権を有していたが、弁済期を途過したので、Xが、AのY有限会社に対して有する売掛代金債権560,000円を差し押さえて取立命令を得た。しかし、Yがなお支払わないので本訴に及んだ（A、Yの各代表者は親子）。

Yは、AのB・Cに対する債務261,631円をAに代わって支払ったから、Aに対し債権を有するので、Xの差し押さえたAのYに対する債権と相殺すると抗弁した。

原審はYの抗弁を認めた。

### (2) 上告理由

Xは、民法511条の法意は第三債務者が（差押え以前に取得した債権によって）、自己の債権者に対してなした相殺をもって差押債権者に対抗することができること等を理由として上告した（傍点筆者挿入）。

### (3) 判決

最高裁は「債権の差押債権者が差押債権の取立命令を得た場合に、第三債務者は、差押前に債務者に対し取得した反対債権をもって差押えられた債権と相殺をするには、右取立命令を得た差押債権者に対し相殺の意思表示



示をすることによりこれをなすことができるものと解すべきである。ただし、債権の取立命令を得た差押債権者は、自己の名において当該債権を行使しうる権能を有するものであるから、その債権の行使を阻むためになす第三債務者の相殺の意思表示を受領する権能をも有するものと解するのを相当とするからである。されば、本件において、Yが訴外Aに対し本訴請求にかかる債権の差押前に取得しかつ相殺適状に達していた反対債権をもって、取立命令をえた差押債権者であるXに対し本訴請求債権と対当額をもって相殺をなす旨の意思表示をなしたものであるが、右相殺の意思表示を有効と認めた原判決に所論の法律の解釈を誤った違法がない。」として上告を棄却した。

## 2 相殺の意思表示の受領権能と受領代理権

### (1) 相殺の意思表示の受領権能と受領代理権

最判昭39・10・27（民集18巻8号1801頁）のいう「第三債務者の相殺の意思表示を受領する権能」とは一体どういう権能であろうか。

このことについて、言及した文献は少ない。富越判事は『注釈民事執行法』の中で「相殺の意思表示を受領する権能」について「相殺の意思表示の受領代理権<sup>(55)</sup>」と言われ、その内容として次のように述べている。

「取立権発生前の段階では、差押債権者は被差押債権に関する相殺の意思表示の受領権能を有していないと解すべきであり、第三債務者にも不都合はない。取立権の発生後は、債務者又は取立権を有する差押債権者のいずれか一人に対して意思表示をすることで足ると解する。差押えにより債務者は被差押債権に関する一切の権能を奪われるものではないから、債務者への意思表示も可能であり、民法511条も債務者との間の相殺の効力の差押債権者への対抗を認めている。また、相殺の意思表示の受領は取立てそのものではないが、請求に対する応答であるから、差押債権者は、請求

---

(55) 富越・前掲注(24)480頁。

をなし得ることの反面として、債務者に代わって相殺の意思表示を受領する権能を有する。<sup>(56)</sup>」

さらに、民事執行法39条により強制執行が停止された場合には、「この受領代理権は取立権（請求）に付随するものであるから、執行停止により右の代理権も失われると解する」とされる。

つまり、取立権に含まれる請求権能により発せられた請求に対する応答を受領する権利として取立権に付随して受領代理権が発生し、取立権の請求権能が停止すると受領代理権も失われるとされる。

## (2) 民法99条2項と受領代理権

民法99条は、その第1項において「代理人カ其権限内ニ於テ本人ノ為メニスルコトヲ示シテ為シタル意思表示ハ直接ニ本人ニ対シテ其効カヲ生ス」と規定し、第2項においては「前項ノ規定ハ第三者カ代理人ニ対シテ為シタル意思表示ニ之ヲ準用ス」と規定している。この第2項は第1項の顕名の原則が準用されるので、代理人は本人の名において意思表示を受けるべきことになる。つまり、第2項の意味は、本人に対する意思表示であることを、表意者である第三者（相手方）のほうで表示（顕名）して意思表示をすることであり、本人のために受領するものであることを、代理人の方で示して（顕名して）意思表示を受領することではないと理解されている<sup>(57)</sup>。

問題はこの99条2項と代理に関する他の条項との関係である。

民法は、代理人が第三者（相手方）に対して意思表示をする場合（民法99条1項）だけでなく、第三者（相手方）のなす意思表示の、当方での受領が代わってなされる場合をも「代理」として並べて規定しており（民法99条2項）、学説も一般に、これを代理の一種として理解し、前者を能動代理（または積極代理）と呼ぶのに対し、これを受動代理（または消極代

(56) 富越・前掲注(24)468頁。

(57) 幾代・前掲注(27)314頁。

理)と呼んでいる<sup>(58)</sup>。

しかし、能動代理としての任意代理権は、その権限に付随して必要となる限度において、受動代理をも含み、同様に法定代理人の職務の執行に必要な限度で法定代理権もまた受動代理を含むのを原則とすると理解されている<sup>(59)</sup>のに対して、受動代理の場合には代理人はなんらの意思表示をなすものではないことから、能動代理の規定は適用されないと考えられる<sup>(60)</sup>。

つまり、そこでの代理人はなんらの意思表示をもなすものではないから、性質上は意思表示の代理とは別のも<sup>(61)</sup>であり、本来の意味での代理ではなく、受動代理は意思表示の到達の一条件の問題として、便宜上「受領代理」と呼ぶのがよいとする説がある。これが「受領代理権」であり、代表的な見解は次のとおりである。

イ 川島武宜博士

「民法は意思表示の受領が代理される場合をも、意思表示の代理とならんで規定している(民法99条2項)。しかし、意思表示の受領代理の問題は、意思表示の「到達」の一条件の問題であって、性質上は意思表示の代理とは別のものである。何故かと言うと、受領代理においては受領代理人は何らの意思表示をなすものではなく、したがって受領代理によって、本人が意思表示を受領したという効力を生ずるかどうか

---

(58) 幾代・前掲注(27)303頁。

(59) 川島・前掲注(11)312頁。

(60) 「たしかに、民法の代理に関するもろもろの規定のほとんどは、能動代理だけにかかわるものであるように思われる」幾代・前掲注(27)303頁。

(61) 『『この草案においては、代理〔とういことば〕は、意思における代理という意味に解するものとする。』というドイツ民法第一草案理由書に見いだされる」川島・前掲注(11)309頁。「本草案ニ於テ代理ト称スルハ意思ニ於ケル代理ヲ指スモノナリ」独逸民法草案理由書(1888年第一草案)383頁(日本立法全集別巻148、信山社)。その他、同趣旨として「なお、意思表示の受領(受領代理)は、法律行為を積極的に行うのとは異なるので、その意味では、受動代理は意思表示の代理とは異質なものと考えるべきであろう」近江・前掲注(29)195頁。

かは、受領代理人の意思表示の効力の問題ではないからである。

意思表示の代理受領が本人に対し有効であるためには、本人と受領代理人との間に代理権類似の關係が存在することを要する。これをも代理権と呼ぶことがあるが、受領代理が通常の代理と性質を異にすることにかんがみ、受領代理権と呼ぶほうがよいであろう<sup>(62)</sup>」

ロ 星野英一教授

「ある人（第三者）が一定の人（代理人）に対してした意思表示が、他の人（本人）に対してしたと同じ効力を生ずることがある。これを「受動代理（受領代理）」と呼んでいる。その要件は、全く代理と同じであるが（民法99条2項）、代理人が意思表示をするのでないから、代理というよりむしろ意思表示を誰に対してすべきか、誰に対してしてもよいかという、意思表示の相手方ないし到達の問題である。<sup>(63)</sup>」

ハ 石田穰助教授

「受動代理は厳密には代理といえず、能動代理と受動代理の区別は妥当でないと考える。なぜなら、受動代理においては、代理人は第三者の法律行為を受領するのみで意思決定をするわけではなく使者（受領使者）と何ら異ならないからである。・・・・・・・・・・民法99条2項は法律行為の受領者をも代理人とよんでいるが、ここでいう代理人は本来の意味の代理人ではない。結局、代理には能動代理という態様のもののみが存在する。<sup>(64)</sup>」

### 3 受領代理権と債務の承認との関係

(1) 大審院大正10年3月4日判決（民録27輯407頁）

イ 事案の概要

債権者が、代理人をして口頭で履行を催告させたところ、債務者がそ

---

(62) 川島・前掲注(11)311頁。

(63) 星野・前掲注(29)211頁。

(64) 石田・前掲注(30)379頁。

の者に対して猶予を請うたのが、時効中断事由となるかどうか争われた事件である。

#### ロ 判決要旨

大審院は、「然レトモ所論ノ各証言ヲ総合スレハ大正七年三月頃甲山太郎カ債権者ノ代理人ト為リテ上告人ニ対シ債権取立ノ督促ヲ為シタルニ上告人ハ甲山太郎ニ対シ債務ノ存在ヲ認メテ支払ノ猶予ヲ求メタル事実ヲ認定スルコトヲ得而シテ 債務ノ存在ヲ認ムルハ即チ債務ノ承認ニシテ正当ノ意義ニ於ケル法律行為ナリト謂フヲ得サルヘシト雖モ性質ノ許ス限り法律行為ニ関スル規定ヲ之ニ準用スヘク從テ民法第九十九条第二項ノ規定モ債権者ノ代理人ニ対スル債務ノ承認ニ準用スヘキモノト解スルヲ相当トス然レハ即チ上告人カ債権者ノ代理人甲山太郎ニ対シテ為シタル債務ノ承認ハ債権者本人ニ到達スルコトヲ要セスシテ直ニ時効中断ノ効力ヲ生スルモノト謂フヘシ」として上告を棄却した。

#### (2) 受領代理権（民法99条2項）と債務の承認との関係

上記事件の代理人の代理権の範囲については、明確に述べられていないため、債務者からの意思表示を受領する権能が授權されているかどうかは不明である。しかし判決の内容からして、債権の取立てを催告する（請求する）権能が授權されていることが推定される（債権者が、代理人をして口頭で履行を催告させた事実が認められ、このことについて当事者間に争いが無い）。

債務者からの意思表示を受領する権能が授權されている場合は無論のこと、仮に債務者からの意思表示を受領する権能が授權されていないとしても、任意代理権は、その権限に付随して必要となる限度において、受領代理権を含むのを原則とすると理解されている<sup>(65)</sup>ので、本件事件の場合には債権の取立てを催告（請求）する権能が授權されている以上、それに対

---

(65) 川島・前掲注(11)312頁。

する応答を受領する権能を含むのは必要となる限度にあたり、受領代理権が発生していると考えられる。

このことは貸金請求の権限ある代理人は、時効中断事由としての債務承認を受ける代理権を有するとする判例<sup>(66)</sup>の立場からも肯定できると考える。

このような前提の上で、本判決は、民法99条2項（受領代理権）は、本来、法律行為（意思表示）を受領する規定であるが、準法律行為である債務の承認については、性質の許す限り法律行為に関する規定を準用すべきであるとし、民法99条2項の規定を債務の承認に準用すると判示した。

つまり、受領代理権により債務の承認は受領されうることになる。

#### 4 受領代理権により債務の承認を受領することの可否

差押債権者は、第三債務者からの相殺の意思表示を受領する受領代理権を取得する。そして、受領代理権である民法99条2項の規定は債務の承認に適用される。また、差押債権者は第三債務者の債務の承認の表示の相手方になり得る。

そうすると、差押債権者はこの相殺の意思表示を受領する受領代理権により、債務の承認を受領すると考えられる。さらに、差押債権者は取得した受領代理権により第三債務者からの相殺の意思表示と債務の承認とを受領するのではないかと考えることもできる。そこで、このことについて検証する。

##### (1) 差押債権者の受領代理権の取得

富越判事は、「相殺の意思表示の受領は取立てそのものではないが、請

---

(66) 大判大10・2・14民録27輯285頁「然レトモ乙山太郎カ被告人ノ代理人トシテ上告人ニ対シ本件貸金ノ請求ヲ為スノ権限ヲ有シタルコト原判決ノ認定スル所ニシテ斯カル場合ニ於ケル代理権限ハ債務者ヨリ債務承認ノ意思表示ヲ受クル権限ヲモ包含スルヲ通常トシ上告人ハ原審ニ於テ乙山太郎ノ代理権ハ斯カル権限ヲ包含セザリシコトノ反証ヲ提出シタルニアラサルヲ以テ原裁判所カ上告人ノ乙山太郎ニ対シテ為シタル債務承認ノ意思表示ハ被告人ニ対シテ効力ヲ有スル旨ヲ判示シタルハ相当ナリ」。

求に対する応答であるから、差押債権者は、請求をなし得ることの反面として、債務者に代わって相殺の意思表示を受領する権能を有する。」と述べられる。

また、川島博士は、「受領代理権は、本人の授権により発生する。」と述べられるとともに、「法定代理人の職務の執行に必要な限度で法定代理権も受領代理権を含む」とされる<sup>(67)</sup>。そこでは、法定代理の場合にも受領代理権が発生することから、川島博士の述べられる「本人の授権」とは任意授権のみならず、法定授権をも含むと考えられる。

そうすると、差押債権者が第三債務者に対して請求することができるのは、取立権取得以後であることから、受領代理権の取得も取立権取得以後と考えられる。さらに、受領代理権の発生原因である「本人の授権」については、取立権の発生を差押債務者からの取立権能の移転（法定授権）と理解することができるので、差押債権者の受領代理権の取得過程は次のようであると考えられる。

- ① 債権者が、債務者の有する債権を差し押さえたことにより、処分禁止効が発生し、差押債務者は被差押債権についての処分権を剥奪される。
- ② 差押えの処分禁止効を基因として、差押債務者の剥奪された処分権のうち、第三債権者からの取立権能（請求権能、直接受領権能<sup>(68)</sup>）が差押債権者に移転する（取立権能の授権）。
- ③ 差押債権者に移転した取立権能自体には、第三債務者から意思表示を受領する権能は含まれていないが、その前提として第三債務者に対して請求する権能が含まれていることから、その請求に対する応答を受領する権能として受領代理権が発生する<sup>(69)</sup>。

なお、相殺の意思表示の受領は取立てそのものではないことから、受領

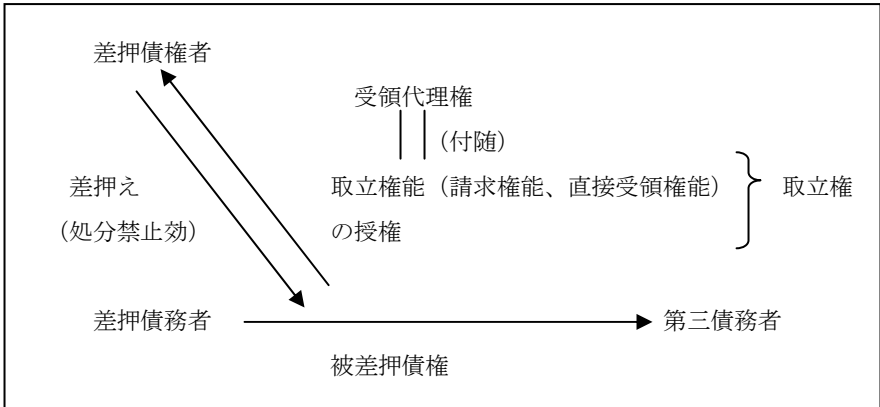
---

(67) 川島・前掲注(11)312頁。

(68) 富越・前掲注(24)453頁。

(69) 富越判事は「相殺の意思表示の受領代理権も取立権の行使に対する応答の受領権として認められるにすぎず、」とされる。富越・前掲注(24)480頁。

代理権は取立権に付随するものとして発生する<sup>(70)</sup>。



## (2) 受領代理権により債務の承認を受領することの可否

差押債権者は、差押えの効力に基因して取立権を取得するとともに、それに付随して受領代理権を取得する。差押債権者がこの受領代理権により第三債務者の相殺の意思表示を受領することは、富越判事により明らかにされているが、債務の承認を受領するか否かについては明らかではない。しかし、次の3つの理由から差押債権者は受領代理権により債務の承認を受領すると考える。

- ① 差押債権者は、第三債務者の債務の承認の表示の相手方になり得る。
- ② 受領代理権である民法99条2項の規定は債務の承認に適用される。
- ③ 債務の承認は、第三債務者から一方的になされるのはまれで、差押債権者の催告に促されて表示されるものと考えられる<sup>(71)</sup>。さらに、債務の承認の受領は、差押債権者にとって、取立てとはいえない。そうすると、債務の承認の態様は相殺の意思表示の態様と類似しているといえる。

(70) 富越判事は「この受領代理権は、取立権（請求）に付随するものである」とされる。富越・前掲注(24)480頁。

(71) 「債務の承認は債務者から一方的になされることはまれで、債権者の催告に促されてなされるのが通常である」松久・前掲注(33)435頁。



以上のことから、差押債権者は受領代理権により第三債務者の相殺の意思表示を受領するだけでなく、第三債務者の債務の承認をも受領すると解することができる考える。

#### 第4節 小括

本章の目的は、第三債務者の債務の承認が、被差押債権について実体法上の債権者ではない差押債権者のどのような受領権能により受領され、被差押債権にどのように効果を及ぼす結果として、被差押債権の時効が中断するのかについて考察することであった。

そして、その考察結果は次のとおりである。

差押債権者は、受領代理権により第三債務者からの債務の承認を受領する。そして、受領すると同時に、債務の承認の効果は被差押債権に及び時効を中断すると考える。なぜなら、差押債権者の請求に対する第三債務者の応答について、差押債権者の受領権能として認められているものは、取立権と相殺の意思表示を受領する受領代理権であるところ、次の理由による。

- ① 債務の承認を取立権により受領することは、取立ての目的の範囲外の行為と考えられる。従って、差押債権者は取立権により債務の承認を受領することはできない。
- ② 差押債権者は受領代理権により第三債務者の相殺の意思表示を受領するだけでなく、第三債務者の債務の承認をも受領すると解することができる。

## 結論 結論と滞納整理実務との関係

### 1 結論

#### (1) 差押債権者に対する債務の承認による被差押債権の時効中断

時効中断に関する学説には、権利行使説と権利確定説とがある。それぞれの代表的見解に松久説及び星野説を位置づけることができる。そして、これらの時効中断に関する学説から、差押債権者に対する債務の承認が被差押債権の時効を中断するか否かの問題について次のようにいうことができる。

第1に、仮に差押債権者に対する債務の承認が被差押債権の時効を中断するとした場合には、松久説及び星野説から、差押債権者に対する債務の承認が被差押債権の時効を中断することについて無理なく説明することができる。

第2に、仮に差押債権者に対する債務の承認が被差押債権の時効を中断しないとした場合には、次のような二つの疑問が生ずる結果、差押債権者に対する債務の承認が被差押債権の時効を中断しないことについて、無理なく説明することは困難である。

松久説においては第三債務者が差押債務者に債務の承認を表示した場合、差押債務者は第三債務者に対して、もはや時効の援用はしないであろう

(弁済するであろう)という信頼を抱くことになる。このことは、第三債務者が差押債権者に債務の承認を表示した場合にも同様であるが、同じ信頼であるに関わらず差押債務者の信頼は保護され、差押債権者の信頼は保護されないことになる。星野説においては、第三債務者の差押債権者に対する債務の承認であれ、差押債務者に対する債務の承認であれ、債務の承認の表示を受けた差押債権者及び差押債務者は、訴訟においてこれらの行為を第三債務者の被差押債権の存在を認めるような行為として立証することができる。しかし、第三債務者の被差押債権の存在を認めるような行為のうち、差押債務者に対する行為は債務の承認と認められ、差押債権者に

対する行為は債務の承認と認められないこととなる。このような差異がなぜ生ずるのかについて、時効中断に関する学説から説明することはできない（第一の疑問）。

さらに、差押債権者に対する債務の承認が被差押債権の時効を中断しないとすると、差押債権者は、第三債務者がいくら弁済する旨の意思表示をしたとしても、時効中断のために取立訴訟を提起（権利行使）せざるを得なくなる。このことは、無用な訴えの提起を招くこととなり訴訟経済に反するものであるといえる。特に、滞納処分によって差し押さえた債権についての転付の制度を持たない租税債権者の場合はそうである。そして、このような差押債権者と第三債務者との調和のとれていない関係を正常といえる理由は、時効中断に関する学説からは説明することはできない（第二の疑問）。

第3に、差押債権者に対する債務の承認について、差押債権者と第三債務者との関係において被差押債権の時効を中断するとしても、差押債権者、差押債務者及び第三債務者に思わぬ利益や不利益を及ぼすものではない。

以上のことから、第三債務者の差押債権者に対する債務の承認は時効中断事由としての債務の承認であり、被差押債権の時効は中断すると考える。

## （2）差押債権者の債務の承認の受領権能

差押債権者の債務の承認の受領権能は受領代理権である。そして、第三債務者の表示した債務の承認は差押債権者の受領代理権で受領されると同時に、その効果は被差押債権に及び時効を中断する。

## （3）結論

（1）及び（2）のことから、第三債務者の差押債権者に対する債務の承認は時効中断事由としての債務の承認であり、被差押債権の時効は中断すると結論する。

## （4）被差押債権の時効中断についての差押債権者と差押債務者との関係

以上のことから、序論で述べた被差押債権の時効中断に消極的な差押債務者には、簡易・迅速性のある債務の承認という手段が与えられ、被差押

債権の時効中断に積極的な差押債権者には、時間と労力を費やすことが強制され、しかもリスクのある取立訴訟という手段しか与えられないというおかしな状態は解消されることになる。

## 2 滞納整理実務との関係

本稿において、第三債務者の差押債権者に対する債務の承認は時効中断事由としての債務の承認であり、被差押債権の時効は中断するという結論を提示できた。

しかし、このことは提示できたに止まるものであり、この結論が判決として認められたわけではない。したがって、現在の滞納整理実務として行っている裁判上の請求等による被差押債権の時効中断方法の変更を求めるものではない。